

広島県教育委員会会議録

平成25年9月13日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

平成25年9月13日（金） 13：00開会

15：36閉会

1 出席委員

大 野 徹
二 宮 皓
平 谷 優 子
佐 藤 卓 巳
細 川 喜 一 郎
下 崎 邦 明（教育長）

2 欠席委員

な し

3 出席職員

教 育 次 長 木 原 健
管 理 部 長 樽 谷 敏 治
教 育 部 長 佐 藤 隆 吉
参 与 高 田 英 弘
総 務 課 長 畦 地 博 之
秘 書 広 報 室 長 寺 川 和 己
教 職 員 課 長 諸 藤 孝 則
文 化 財 課 長 植 田 千 佳 穂
教 育 改 革 推 進 課 長 福 島 崇
義 務 教 育 指 導 課 長 北 川 千 幸
高 校 教 育 指 導 課 長 古 前 勝 教
豊 かな 心 育 成 課 長 池 田 彰 夫
特 別 支 援 教 育 課 長 山 下 睦 子

教育委員会会議定例会日程

開催日時：平成25年9月13日（金）

13：00～

			頁
日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	第1号議案	平成25年広島県議会9月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について	—
日程第3	第2号議案	教職員人事について	—
日程第4	第3号議案	平成26年度県立高等学校及び県立特別支援学校高等部入学定員の策定について	1
日程第5	報 第1号	知事の専決処分に対する意見について	4
日程第6	報 第2号	平成25年度メイプル賞（第1回）受賞者の追加決定について	4
日程第7	報 第3号	教職員人事について	—
日程第8	報告・協議1	「ひろしま教育の日」フォーラムの開催等について	5
日程第9	報告・協議2	広島県無形文化財の指定解除について	6
日程第10	報告・協議3	平成25年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について	6
日程第11	報告・協議4	平成25年度「基礎・基本」定着状況調査の結果の概要について	8
日程第12	報告・協議5	学力向上総合対策事業研究指定校の状況について	8
日程第13	報告・協議6	平成26年度に使用する教科用図書の採択結果について	12
日程第14	報告・協議7	平成24年度の広島県における生徒指導上の諸問題の現状（速報）について	14
日程第15	報告・協議8	「ひろしま給食100万食プロジェクト」の実施について	17

大野委員長： ただ今から本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第22条の規定によりまして私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、二宮委員及び佐藤委員を御指名申し上げますので、御承諾願います。
本日の会議議題はお手元のとおりです。
議題のうち公開になじまないものがあれば最後に回して審議したいと思います。いかがいたしましょうか。

二宮委員： 第1号議案は、成案となる前の内部検討について報告を受けるものでありますし、また、第2号議案及び報第3号は、人事に関する案件でございますので、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

大野委員長： ほかに御意見はありませんか。

(な し)

大野委員長： それでは、ただ今の二宮委員の発議について採決をします。
第1号議案の平成25年広島県議会9月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、第2号議案の教職員人事について、報第3号の教職員人事については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

大野委員長： 全員賛成と認めます。
したがって、本日の議題は、第1号議案、第2号議案及び報第3号を公開しないで審議することといたします。

第3号議案 平成26年度県立高等学校及び県立特別支援学校高等部入学定員の策定について

大野委員長： それでは、第3号議案、平成26年度県立高等学校及び県立特別支援学校高等部入学定員の策定について、事務当局から説明をしてください。

福島教育改革推進課長： 第3号議案、平成26年度県立高等学校及び県立特別支援学校高等部入学定員の策定について説明いたします。

初めに、県立高等学校の入学定員でございます。高等学校の入学定員の策定に当たりましては、高等学校への進学を希望する生徒の進学のを確保することを基本といたしております。各高等学校の入学定員につきましては、本議案の資料の1ページ及び2ページにお示しをしておりますけれども、まず、入学定員の策定に当たりまして基本となります枠組みにつきまして説明をいたします。

3ページを御覧いただきたいと思えます。1、設定条件でございます。

(1) 中学校3年生の在籍者数でございますけれども、本年度は、前年度よりも94人多い2万7,302人でございます。

(2) 卒業率は、例年どおり100%としております。(3) 設定進学率は、過去の平均から本年度と同じ98.5%といたしております。

(4) の公私立以外への進学見込者数につきましては、本年度の設定よりも100人多い1,700人としております。公私立以外への進学見込者数の過去3か年の実績平均は、1,739人となっておりますけれども、県内の高校への進学を希望する生徒の定員を確保する考え方に立ちまして1,700としてございます。

(5) 公立受入率でございますけれども、公立と私立、それぞれ過去3か年の受入実績を基に、本年度より0.4ポイント減の68.8%といたしております。

続きまして、2、受入計画の内容の表を御覧いただきたいと思えます。1の設定条件に基づきまして算出をいたしますと、平成26年度の公立受入数は、1万7,332人となりますので、平成26年度の公立高校全日制本校の学級数は、本年度より2学級減の424学級となっております。

なお、全日制分校、それから定時制は、従来から学級単位での募集としております。

次に、4ページを御覧ください。これは、3ページの設定条件に基づきまして算定を

いたしました県全体の受け入れ計画を、旧6学区の区域ごとに整理をしたものでございます。この表によりまして、地域ごとの生徒の増減、定員割れ等を踏まえた学級増減の考え方について説明いたします。

地域別の表の一番上の段、安芸高田市ほか2町の地域につきましては、生徒数の増減がほとんどない見込みのため、現状の学級数を維持することとしております。

次に、表の2段目でございますけれども、広島市ほか6市町の地域につきましては、238人の生徒数の増が見込まれますけれども、地域全体で124人の定員割れがあること、また、他地域から流入する生徒も相当数いることを踏まえまして、廿日市高校を1学級増、それから安西高校を1学級減としております。

次に、表の上から3段目、呉市ほか2市の地域につきましては、42人の生徒数の減が見込まれることから、賀茂高校を1学級減としております。

引き続きまして、4段目、竹原市ほか4市町の地域につきましては、74人の生徒数の減が見込まれておりますけれども、生徒の減少する地域が規模の小さい学校が多いことなども考慮いたしまして、現状の学級数を維持することとしております。

次に、表の下から2番目の段、福山市ほか2市町の地域につきましては、全体として生徒数に大きな増減はございませんけれども、福山市の神辺地域、あるいは府中市で生徒数の減が見込まれることから、神辺旭高校を1学級減としております。また、福山工業高校につきましては、近年の学科ごとの入学状況等を踏まえまして、工業化学科と染織システム科、これを併せまして1学級の募集といたします。それに伴いまして、電子機械科を1学級増の2学級の募集としてございます。

最後に、表の一番下、三次市及び庄原市の地域につきましては35名の生徒数の減が見込まれますけれども、比較的規模の小さい学校が多いことから、現状の学級数を維持したいと考えております。

以上、2校で2学級増、4校で4学級の減、トータルで2学級の減となっております。

5ページを御覧いただきたいと思っております。この表に大学科ごとの入学定員をお示ししております。普通科で2学級減ということでございます。

次に、帰国生徒等の特別入学定員でございますけれども、本年度と同様に、定員外で学校ごとに2人以内の入学枠としております。

また、秋季入学の入学定員でございますけれども、これにつきましても本年度と同じ入学定員としております。

以上、説明いたしました県全体及び地域別の考え方に基きまして、各学校の来年度の入学定員を、1ページ及び2ページに示しております一覧表のとおりとしたいと考えております。

続きまして、特別支援学校高等部の入学定員について説明をいたします。

資料の6ページを御覧いただきたいと思っております。まず、1、職業コースを除く普通科の入学定員でございますが、これにつきましては、本年度と同様に教育長が別に定めるとしております。

次に、2、普通科職業コースでございます。平成25年度の福山北特別支援学校の職業コースの入学者選抜の受検倍率が、2.63倍と2倍を超えている状況を踏まえまして、福山北特別支援学校の普通科職業コースにつきましては、16人2学級を入学定員にすることとしてございます。

続きまして、資料の7ページを御覧いただきたいと思っております。ここは専門教育を主とする学科について規定してございます。本年度と同じ入学定員となっております。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

大野委員長： ただ今の説明に対して御質問又は御意見等はございませんか。

佐藤委員： 地域的に偏った質問になるかもしれませんが、福山工業高校の工業化学、染織システムをくくりの募集にし、2クラスを1クラスにする。それで電子機械を2クラスにするということでございます。福山地域は昔より備後緋の産地でございます。地域の地場産業として、この染織の学科については、長い歴史を持っております。地域の中にも、かつては多くの染織を手がける企業がございましたが、昨今は、事業内容をどんどん変えられて、そう数は多くはないにしても、地域で非常になくはないものだという思いを持っておられる方が、たくさんおられます。そういう面で、定員を割る状況、あるいは就職においても非常に募集をされる企業が少なくなっている中で、やむを得ないことではあるにしても、くくりをしても染織システムの授業内容については、継続的にカリキュラム等で担保していただきたいということが地元のお願いでございます。そのことをまずお伝えをしておきたいと思っております。意見として申し上げます。

大野委員長： ただ今の御意見に対して何かございますか。

福島教育改革推進課長： ただ今、福山工業高校につきまして御意見をいただきました。染織システムにつきましては、来年度からくり募集という形でございますけれども、専門性を生かした就職ができるというようなことが大事かと思っておりますので、カリキュラムの内容とか、そういったものについては、十分工夫をして、この染織システムにつきまして、一人でも多くの生徒が入れるように用意をしていきたいと思っております。

平谷委員： まず、御説明いただきました3ページのところの1の(5)の公立受入率ですが、これは、計算式にのっとって数字を出されているので、公平な計算の結果ということだと思いますが、少しずつ公立受入率が下がってきていて、その数年間の平均値をとると、単純に考えれば、将来的にも少しずつですが公立受入率は、このままやっていると、少しずつ確実に減っていくことになっていきますが、それを良しとするのか、今まで70%前後ということではずっとやってきてますが、そういうところを維持するというので、その計算方法をどこかで考える余地があるのか、その辺りを伺いたいのが1点です。

私は、保護者の立場もあって教育委員になっているので、その点で言うと、今回、高校入学者予定数は増えているけれども、学級数としては減る。それは先ほどの受入率の減に伴うものだと思いますが、具体的に安西高校、賀茂高校、神辺旭高校が減り、廿日市高校が増えるということですが、普通に考えると、安西というのは、安佐南地区にあって、人口はそんなに急減する場所ではないはずだし、賀茂というのも、東広島で県内で唯一人口が増えている地域ですよ。神辺旭についても、比較的人気のある場所だと思うので、いろいろ理由はあると思いますが、保護者の方に向けて、ここを減らすことにした理由を、もう一言補足して教えていただけたらと思います。やはりここを考えてた保護者の方や中3の生徒さんからすると、大きなことだと思います。いろいろなことを考慮してだとは思いますが、その理由をということがもう一点です。

最後に、御説明の中で、小規模校が幾つかあるので、そこは増減していないというお話がありました。現状としては、そういうことだと思いますが、中長期的にそのままということではないだろうなと思っております。その問題について、今後どのようにするのか、本年度にできる計画もあると思っておりますので、その辺りについて、少し御説明いただけたらと思います。

福島教育改革推進課長： まず、公立受入率の問題でございますけれども、確かに委員御指摘のとおり、過去の平均をとっておりますので、受入率で今のままでいけば、下がっていくというのは御指摘のとおりでございます。今後、子供の数が更に減っていきますので、そういった状況について、私学団体ともよく話をしていけないといけないと考えております。

それから、減らす学校の理由ということでございますけれども、まず、広島県の安西高校でございますけれども、確かに子供全体の数につきましては、それほど減る地域ではございませんけれども、現在、安佐北区、それから安佐南区でみますと、定員割れが74名ございます。そういったものを考慮いたしまして、安西高校を1つ減としてございます。

それから賀茂高校でございますが、これは、東広島市の生徒数が若干減るということと、それから地域で定員割れが、40名程度ございますので、それを考慮いたしまして、賀茂高校を減としております。

それから神辺旭につきましては、神辺につきましては、今後の動向をみますと、来年が少し減るという時期に当たります。また、神辺町、それから府中市で生徒が減ということで、神辺旭高校を減としております。

それから、今後の計画の中で、こういう学校の配置の在り方とか学級数、規模等についても、現在、議論しているところでございますけれども、どんな地域の子供たちであっても、やはり自分たちの進学希望をかなえることができるようなかたちになるように検討を進めていきたいと考えてます。

大野委員長： よろしいですか。

ほかに御意見、御質問等ございませんか。

(な し)

大野委員長： 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

大野委員長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

報 第 1 号 知事の専決処分に対する意見について

大野委員長： 続いて、報第1号、知事の専決処分に対する意見について、事務当局から説明をしてください。

畦地総務課長： 報第1号につきまして御説明申し上げます。

知事が、地方自治法第179条の規定によりまして専決処分をしようとする教育委員会関係の事案につきまして、知事から意見聴取が参りましたが、教育委員会会議を招集する暇がないと認められましたので、教育長に対する権限委任規則第3条第1項の規定によりまして、教育長が臨時に代理し、この専決処分に同意する旨の回答をしておりますので、今回御報告をして、承認をお願いするものでございます。

今回の専決処分の内容は、車両損傷事故により発生した損害賠償額の決定についてでございます。

5ページを御覧ください。これは、平成25年6月13日に、広島県立瀬戸田高等学校の職員が、尾道市瀬戸田町にある同校登校路内で草刈機を使用し登校路を除草していたところ、草刈機によってはねた石が相手方車両に接触して損傷させたものでございます。

この車両損傷事故に係る損害賠償額は、9万4,226円であり、相手方に過失はないため、全額を損害賠償額として示談するために損害賠償額の専決処分を行ったもので、教育長が臨時に代理し、同意する旨を回答をいたしました。

なお、今回の知事の専決処分につきましては、県議会の承認を求めるために、平成25年広島県議会9月定例会で報告される予定となっております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

大野委員長： ただ今の説明に対して御質問又は御意見等はございませんか。

(な し)

大野委員長： 以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

大野委員長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認されました。

報 第 2 号 平成25年度メイプル賞（第1回）受賞者の追加決定について

大野委員長： 続いて、報第2号、平成25年度メイプル賞（第1回）受賞者の追加決定について、事務当局から説明をしてください。

寺川秘書広報室長： 報第2号、平成25年度メイプル賞（第1回）の受賞者の追加決定につきまして、御報告申し上げます。

資料1ページを御覧ください。今年度のメイプル賞（第1回）でございますが、この受賞者につきましては、8月9日の教育委員会会議におきまして、個人10名と5団体について、御決定いただいたところでございます。その後、各種大会で優秀な成績をおさめた個人1名及び1団体について、新たに推薦を受け、メイプル賞の選考基準に該当することが確認できました。これら個人1名及び1団体の追加につきましては、教育委員会会議を収集する暇がないと認められましたので、教育長に対する権限委任規則第3条第1項の規定によりまして、教育長が臨時に代理したところでございます。

今回、このことにつきまして御報告いたしまして、承認をお願いするものでございます。

これにより、本年度メイプル賞（第1回）の受賞者は、資料2ページから3ページのとおり、個人11名と6団体になってございます。

なお、8月27日に行いました表彰式におきましては、大野委員長から表彰状及び記念品の盾を授与していただいたところでございます。

説明は以上でございます。承認につきまして、よろしくお願いたします。

大野委員長： ただ今の説明に対して御質問又は御意見はございませんか。

平谷委員： 表彰に異存はないですが、団体部門のグッドパレード賞は、どんな賞なのか、御説明いただけたらと思います。

寺川秘書広報室長： バトントワリングの一種だろうとは思いますが、大変申し訳ございません、具体は私も承知しておりません。後ほどお答えいたします。

賞としましては、メイプル賞の対象が優勝、1位でございますので、それに相当する賞ということで表彰しております。

大野委員長： ほかに御意見、御質問等ございませんか。

(な し)

大野委員長： 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

大野委員長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

報告・協議1 「ひろしま教育の日」フォーラムの開催等について

大野委員長： それでは、続いて、報告・協議1、「ひろしま教育の日」フォーラムの開催等について、事務当局から説明をしてください。

寺川秘書広報室長： 報告・協議1の「ひろしま教育の日」フォーラムの開催につきまして、御報告申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。1の趣旨にございますように、「ひろしま教育の日」の趣旨に基づきまして、本年度も県内全域において多彩な事業を実施することとしております。

3の事業計画にございますが、「ひろしま教育の日」の趣旨を広報するため、本年度も広く県民からメッセージを募集したところでございます。

2ページでございますが、2にございますように、今年度は、5万3,363作品の応募の中から、県立広島中学校2年生、高林綾花さんのメッセージ「見てみたい！ 夢を叶えた 未来の自分」を最優秀作品に選定したところでございます。

また、このメッセージを最もよく表現したポスターの図案につきまして、募集作品の中から、別紙2にございます福山誠之館高等学校1年生、和田ほの花さんの作品をポスターの原画として採用することとしたところでございます。

1ページにお戻りいただきたいと思います。今後は、これらの作品をもとに作成するポスター、チラシにより広報活動を行うこととしております。

次に、(2)のメイン行事についてでございます。4ページにございますが、別紙3に概要をお示ししております。10月27日、日曜日に、安芸高田市の安芸高田市民文化センターにおきまして、「ひろしま教育の日」フォーラムを開催することとしております。舞台発表では、地元安芸高田市立の小中学校、県立高等学校の児童生徒による和太鼓、神楽、吹奏楽等の発表のほか、会場の方で展示発表を予定しているところでございます。

また、流暢な山形弁でおなじみのダニエル・カールさんに、「国際社会に生きる若者のあり方」と題して講演をいただくこととしております。

再び1ページにお戻りください。(3)でございますが、「ひろしま教育ウィーク期間事業」でございます。「ひろしま教育ウィーク」を中心とした期間中には、「学校へ行く週間」といたしまして特色のある取組を行うほか、県立文化施設の無料開放を行う予定としております。

また、(4)のとおり、「ひろしま教育の日」に関連する事業を実施することとしておりますが、これらの情報は、教育委員会ホームページで発信をしていきたいと考えております。

なお、委員長並びに委員の皆様方の学校訪問につきましては、改めて別途調整させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

大野委員長： ただ今の説明に対して御質問又は御意見等はありませんか。

佐藤委員： 「学校へ行こう週間」とありますが、学校訪問をいたしますと、部外というか、その地域の方々が、学校を訪問する件数がそう多くはない。特にこういった週間を設けて、是非この期間にとお願いしても、なかなか数が増えてこないということを悩みとして持っておられます。学校の行事と重なると来ていただける。何か知恵を出していかないと、1週間の期間中に学校を尋ねていかれる方の数は、増えていくことにはならないと思いますので、いろいろ知恵を出して、学校のほうにも御指導していただきたい。学校のほうも悩んでおられると感じておりますので、よろしくお願いいたします。意見でございます。

大野委員長： 御意見として承っておきます。

ほかに御意見、御質問等ございませんか。

(な し)

大野委員長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議2 広島県無形文化財の指定解除について

大野委員長： 続いて、報告・協議2、広島県無形文化財の指定解除について、事務当局から説明をしてください。

植田文化財課長： 広島県無形文化財の指定の解除について、御説明いたします。

資料を御覧ください。廿日市市にお住まいの小林健一郎氏は、小林松齋と号して、挽物作りに当たってこられ、平成15年4月21日に、広島県無形文化財に指定された「宮島細工（挽物）」の保持者に認定されておりました。

平成25年8月6日に小林健一郎氏がお亡くなりになりましたので、広島県文化財保護条例第24条第7項の規定により、広島県無形文化財「宮島細工（挽物）」保持者の認定は、解除されることになりました。

また、保持者に認定されていたのは、小林健一郎氏だけでございましたので、同項の規定により、「宮島細工（挽物）」についての広島県無形文化財の指定も解除されることになりました。

以上で説明を終わります。

大野委員長： ただ今の説明に対して御質問又は御意見等はありませんか。

(な し)

大野委員長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議3 平成25年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について

大野委員長： 続いて、報告・協議3、平成25年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について、事務当局から説明をしてください。

北川義務教育指導課長： 報告・協議3によりまして、平成25年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。本調査は、小学校、特別支援学校小学部第6学年及び中学校、特別支援学校中学部第3学年の全児童生徒が対象でございます。平成22年と平成24年は抽出調査で、平成23年は実施されませんでしたので、今年度は4年ぶりに悉皆調査ということでございます。

教科に関する調査の結果を御覧ください。小学校、中学校いずれも全国平均を上回り

ました。実施教科全てにおいて、全国平均を上回ったのは、調査開始以来、今回が初めてということになります。特に中学校は、これまで全国平均を1ポイント以上上回った年はございませんでしたので、これまで取り組んで参りました中学校学力向上対策事業や、昨年度から実施しております学力向上総合対策事業の成果が現れてきていると捉えております。しかしながら、A問題に比べると、B問題の正答率は低くなっておりまして、知識・技能を活用する力については、課題と捉えております。

2ページを御覧ください。教科に関する問題の調査結果についてです。小学校国語を例に御説明いたします。

国語A問題につきましては、平均正答率が65.8%で、全ての領域において全国平均を上回っております。なだらかな右寄りの山形であることから、ばらつきはあるものの、全体としては定着していると捉えております。

続いて、グラフの下の正答率上位2問と正答率下位2問の欄を御覧ください。漢字やことわざなど伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項については、正答率が高く、他の領域と比較すると通過率が高くなっております。しかしながら、接続語を使って一文を二文に分けて書くという設問においては、全国の正答率を5ポイント上回っているものの、28.4%と非常に低い正答率となっております。

次に、国語B問題を御覧ください。平均正答率が52.7%で、全国平均を3.3ポイント上回り、領域等別に見ても、全国平均を上回っております。なだらかな右寄りの山形であることから、ばらつきがございまして、A問題と比較すると課題があると捉えております。複数の内容を関係付けた上で自分の考えを具体的に書くという設問においては、全国の正答率を上回ってはいるものの、本県の正答率は20.0%と低く、課題がございまして。

続いて、3ページには小学校算数、4ページからは中学校の結果について示しております。

5ページを御覧ください。中学校数学B問題については、全ての領域において平均正答率は、全国平均より高くなっているものの、平均正答率が43.5%と50%を切っております。

次に、正答数分布グラフと領域別平均正答率を御覧ください。国語のグラフとは異なり、台形型のグラフになっており、ばらつきがございまして。また、領域別平均正答率は、全ての領域において全国平均を上回っているものの、50%を下回っていることから、知識・技能を活用する力に課題があると考えております。

今後の予定でございまして、学校及び児童生徒質問紙調査も含めて分析を行いまして、さらに基礎的・基本的な知識・技能の定着を図り、知識・技能を活用する力を身に付けさせるよう、教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てて参りたいと考えております。説明は以上でございまして。

大野委員長： ただ今の説明に対して御質問又は御意見等ございませんか。

平谷委員： まず、この結果で、今御説明いただいたように中学校が伸びたということについては、ここまでの取組の成果だと思っております。ここまでよくきたなというように、ここまでの施策について、私は良かったかなと思っております。ただ、課題がないというわけでは決してないので、今後とも取組を続けていただけたらと思っております。

広島に限ったことではないですけれども、やはり知識問題ではなくて、考える問題、応用というか、そちらについての課題が非常に多いところだと思いますけれども、このテストを始めて長いですが、課題はずっと同じです。だから、国の問題でもありませんけれども、B問題というのは、A問題と同じような知識だとか基本的な理解を求めていくことが大事なのか、それとも、その場で学校の問題を考えるとところだけではなく、考えるということ自体について、あまりしていないかなと思う生徒さんをちらほら見かけたりしますけれども、そういう個別の問題から離れた問題、物事を考えるというようなところから課題があるのかなと思うこともあるので、特にB問題を上げていくに当たっての具体的な施策として、何か具体的どころがあったら教えていただきたいと思っております。

北川義務教育指導課長： 継続課題ということの御指摘でございました。なぜ活用が弱いのかということを考えてみました時に、今まで、やはり教科の基礎的・基本的な知識・技能の定着というところで、繰返し学習や反復学習などに力を入れて参りました。授業の中で、今、委員の御指摘がございましたけれども、基礎的・基本的な知識・技能を使って課題を解決するような学習場面というのが、余り今まで重視されていなかったのではないかと捉えています。教科書も活用の学習活動を意識したような課題が、掲載されてはおりますけれども、その指導内容や指導方法については、余り研究が進んでいないと考えております。現在、指導主事を中心にいたしまして、活用の学習活動について研修を進めているとこ

ろでございまして、指導事例等を集め、今後、それを学校等に示して研修を積み重ねていきたいと思っています。

継続課題というところで一つ、過去の「基礎・基本」定着状況調査の問題や個々の全国の問題を見ますと、一つの資料を読み取って、自分の考えを表現するということは、随分できるようになって、力がついてきていると思います。しかしながら、今回の調査でもそうですけれども、複数の資料があって、それをそれぞれ読んで関連付けて物事を考え、そして自分の考えを表現するということについては、非常に課題が大きいというところが分かってきております。授業改善によって、少しずつ力はついてきていますけれども、まだ弱い部分がございますので、今後も分析を充実させていきまして、指導改善を進めていきたいと思っております。

二宮委員： 5ページの中学校の数学の正答率の分布グラフと、それから領域別のグラフ、数学Bのほうは、領域によって差がほとんどない。全国もないです。Aのほうは、今までは、領域のどこかが少し難しかったことが見えてくるのに、今回、中学校の数学Bは、どの分野においても同じような点数が出てしまって、数学Aのほうは、領域別の差が少し見えている。質問は、基礎的な力、A問題のほうはきちんとできたりできなかったりすることが、B問題にはあまり関係がない。つまり、確かな基礎学力がきちんとつくと、活用力というか、そちらのほうも、それに応じて本来なら力が出たり入ったり、でこぼこするはずだろうと想定していて、数と式のA問題は、きちんとできるようになっているのに、B問題は余り良くなっていないという感じです。この辺は、分析してみないと、全国の問題だと思えますけれども、問題そのものが問題かもしれないという感じがしています。一貫して難しいというか、一貫して活用力を本当に弁別できるほどのきちんとした問題だったかどうかということです。ここをよくやってないと、点数だけでB問題が悪かったから、先生方に力を入れましょうといっても、手がかりがひよっとしたらないかもしれないです。この問題を見ても、これで活用力といってということで、広島県の数学の専門家の先生方に、これで何が対応できるかということ、慎重に検討してもらわないと、さあ頑張りましょうだけでは、ここは専門の先生が御覧になって議論が分かれてくるかなという感じがしていますので、対策という観点でも、今回は、成績が良かったから、素晴らしいことだと思って、本当に喜んでいますが、ただ、更にという部分で、中学校のA問題は、注意深く分析してもらったらどうなのだろうかなという感じがしていますので、意見として申し上げます。

大野委員長： 御意見として承ります。

ほかに御意見、御質問ございませんか。

では、私のほうから、本当に今まで、小学校はいいですが、中学校はという御報告を受けてきたところで、今回は、中学校が良くなりましたという御報告をいただいたことを、本当にうれしく思います。一生懸命取り組んでくださった先生方、また、指導主事の皆さんに本当に感謝したいと思いますが、先ほどからありますように、これが到達点ではありませんし、やはり日本一の教育県広島を目指しておりますから、今回の秋田県ですとか福井県さんですとか石川県さんですとか、今回の学力・学習状況調査でも上位に位置しているところをベンチマークしながら、これから私どもも取り組んでいただきたいというように、お願いをしておきたいと思っております。

ほかに御意見、御質問等ございませんか。

(な し)

大野委員長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議4 平成25年度「基礎・基本」定着状況調査の結果の概要について

報告・協議5 学力向上総合対策事業研究指定校の状況について

大野委員長： 続いて、報告・協議4、平成25年度「基礎・基本」定着状況調査の結果の概要について及び報告・協議5、学力向上総合対策事業研究指定校の状況について、事務局から御説明ください。

北川義務教育指導課長： 報告・協議4によりまして、平成25年度「基礎・基本」定着状況調査の結果の概要について、御説明いたします。

資料1の1ページの1を御覧ください。本調査は、小学校、特別支援学校小学部の第5学年及び中学校、特別支援学校中学部の第2学年の全児童生徒を対象として実施いたしました。

次に、2の教科の調査結果を御覧ください。今年度の調査は、従来の調査から2点変更しております。1点目は、小・中学校ともに理科を追加したことでございます。2点目は、昨年度までの「基礎・基本」定着状況調査と同程度の問題をタイプⅠとし、それに加えて、知識・技能等、実生活の様々な場面に活用する力に係る問題、いわゆる活用に関する問題をタイプⅡとして出題いたしました。

まず、小学校の調査結果についてでございます。タイプⅠは、調査を実施しました全ての教科において、平均通過率が60%を超えていることから、基礎的・基本的な学習内容は、おおむね定着していると捉えております。一方、タイプⅡは、算数で平均通過率が60%を超えていることから、教科で学習した知識・技能を実生活や学習の様々な場面に活用する力などについては、おおむねついているものの、国語、理科で平均通過率が60%未満であり、課題があると捉えております。

続いて、中学校の調査結果について説明いたします。タイプⅠは、国語、数学、英語で平均通過率が60%を超えていることから、基礎的・基本的な学習内容は、おおむね定着しているものの、理科は、課題があると捉えております。タイプⅡは、国語、英語では、おおむね力がついているものの、数学、理科で平均通過率が60%未満であり、課題があると捉えています。

2ページを御覧ください。ここには、通過率等の経年変化を示しております。3段目の通過率60%以上の児童生徒の割合を御覧ください。県といたしましては、この割合が85%を超えることを目標としておりますので、達成するよう引き続き指導改善に取り組む必要があると考えております。

3ページを御覧ください。通過率30%未満の児童生徒の割合でございますが、本年度、数学は昨年度よりは減少しているものの、依然として5%を超えており、引き続き課題であると捉えております。

4ページからは、教科における学習内容の定着状況の概要を載せております。課題となっている設問については、引き続き、誤答の状況の把握や学校の指導の状況を聞き取るなどして分析を行うとともに、成果を上げている学校において、どのような具体的な取組が成果に結びついたのかなどを情報収集し、指導に生かして参りたいと考えております。

11ページを御覧ください。児童生徒質問紙調査、生活と学習に関する調査における調査結果の概要でございます。過去5年間で見ますと、中学校では、学校の授業の復習をするようにしている、自分で勉強の計画を立てているといった学習習慣に関する項目がいずれも伸びておまして、指導改善が進んでいる状況にあると考えております。しかし、肯定的な回答をしている割合は、50%前後であり、さらに学習習慣の定着が図られるよう、引き続き指導に努めて参ります。

今後につきましては、本調査結果の分析・考察を行い、指導改善事例等を示した報告書を作成し、全ての公立小・中学校に配布する予定にしております。

なお、ただ今御説明いたしました内容の詳細なデータを取りまとめた速報を資料2として付けさせていただいておりますので、後ほど御覧ください。

説明については、以上でございます。

続いて、報告・協議5によりまして、学力向上総合対策事業研究指定校の状況について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。まず、本事業の目的についてでございますが、小学校と中学校、又は中学校同士が連携して、教科指導と生徒指導の一体的な対策を行うことにより、児童生徒の学力の向上を図ることでございます。

次に、本事業の研究指定校の数でございますが、2の(1)にお示ししているとおりでございます。小中連携地域の小学校については、平成24年度は61校でございましたが、一部の学校で統廃合が行われたことから、平成25年度は59校となっております。

続きまして、本年度6月に実施された「基礎・基本」定着状況調査の教科に関する調査の結果について御説明いたします。従来の「基礎・基本」定着状況調査で出題した同程度の内容であるタイプⅠの問題を、事業開始前年度、平成23年度と平成25年度で比較いたしました。

まず、①の指定校平均通過率を御覧ください。指定校の平均通過率は、平成23年度に県平均通過率を上回っていたのは、小中連携地域の小学校及び中中連携地域の国語のみ

でしたが、平成25年度は、全ての教科で県平均通過率を上回っております。これは、指定校がそれぞれの課題に対し、授業改善に取り組んできた成果が現れてきていると捉えています。

続きまして、裏面の資料2ページを御覧ください。②の県平均通過率を上回った指定校の割合は、小中連携地域の小学校、中学校では、全ての教科で増加しています。中中連携地域では、数学、英語で増加しております。中学校は、20ポイントから30ポイントの伸びがみられますので、家庭学習や学習規律、ノート指導など、個々の生徒の状況に応じた丁寧な指導をされた成果が現れていると捉えております。県平均通過率を上回っていない指定校には、取組を焦点化・具体化し、具体的な目標を決めて徹底して取り組んでいただくよう指導しているところでございます。

③の通過率60%以上の児童生徒の割合を御覧ください。通過率60%以上の児童生徒の割合は、小学校算数を除いて、全ての教科で増加しております。

④の通過率30%未満の児童生徒の割合を御覧ください。通過率30%未満の児童生徒の割合は、小中連携地域の小学校は増加しておりますが、中学校は、特に数学や英語で大きく減少しております。

続きまして、(3) 暴力行為発生件数、不登校児童生徒数について御説明いたします。暴力行為発生件数は、全体としては減少していますが、小学校では23件増加しており、不登校児童生徒数は、小中連携及び中中連携ともに減少しております。

今後、指定校における誤答等を細かく分析し、課題が大きい地域や学校へは、豊かな心育成課や特別支援教育課とも連携しながら、重点的に指導主事による訪問指導を行い、授業改善を一層進めて参ります。

また、来年1月には、学力向上のための実践交流会において、指定校による効果的な取組についての発表を行いまして、取組の成果を県内に普及して参りたいと考えております。

説明については以上でございます。

大野委員長： ただ今の説明に対して御質問又は御意見等はございませんか。

平谷委員： 個人的なことですが、今年うちの子供が初めて「基礎・基本」定着状況調査を受けました。今日までのところ、特に何も資料とかは、保護者としてはいただいているのですが、保護者に対してフィードバックされるものがあるのかどうなのか。あるとしたらいつ頃なのか。つまり、ここで報告するより本当は、先か同時期がいいのかなと思います。その辺について教えてください。

北川義務教育指導課長： 「基礎・基本」定着状況調査の速報の結果が公表されてから、各学校において、分析が進められております。そして、結果だけではなく、指導改善にどう取り組んでいくかということ、今学校が取りまとめているところでございます。それを今後、各学校は、学校のホームページや学校便り等で、それを整理して公表されると聞いております。24年度は、全ての学校において、ホームページや学校便り等で公表されていると聞いております。

平谷委員： よしあしは、今、全然考えられていないですけど、普通、試験を受けると個別に成績結果をもらいますよね。この定着状況調査については、保護者のもとに、個別の生徒さんがどうだったかというものは、全くないのですかね。

北川義務教育指導課長： 全国学力・学習状況調査は、国のほうから個別のデータが送られて参りますので、それは、返却される予定になっていますけれども、この「基礎・基本」定着状況調査につきましては、個別のデータということで、個々の児童生徒に返す資料等は、配布するようにはしておりませんので、学校の懇談会等で、個々に担任のほうから保護者のほうへ説明があると考えております。

平谷委員： 国は返すけれど、県は返さないということで、素朴に、試験を受けたら結果はもらえ、それを踏まえて保護者のほうは、子供とそれについてお話をしたりする。良かった悪かったではなくてですね。というようなイメージですけど、これについて返さないということの、積極的な理由があれば教えていただきたいですし、私は普通に単純に考えれば、受けたテストの結果はもらおうと思っていただけなんですけれど、そこについて、そうではないとすれば、理由を教えてください。

北川義務教育指導課長： 済みません。説明が不十分でしたが、全国学力・学習状況調査の方は、回答用紙が国の方に行きますので、返却をされません。しかしながら、「基礎・基本」状況調査は、学校の方で採点をいたしまして、子供たちに返却されるということでございますので、子供たちに、それぞれどこが間違ったかということは、返却されて、そこで指導を先生方がされて、その後、保護者のほうの手元に届くようになっていると考えております。

二宮委員： 報告・協議5のほうの資料で、大変成果が出ていると、目に見えて、やはりこういう形で取り組まれていくということは、学力の観点で大変効果があるということが、一目瞭然だということで、いい取組だと思います。

この資料の出し方で、平成23年度との関係で伸び率を、どれだけ良くなったかということを見られていますけれど、関心を理科に置かせていただいて、この取り組まれた研究指定校の理科の平均通過率は、取り組んでいない県全体の理科の通過率より、高いのか低いのかということは、何か分かりますかということが第1点です。

それを聞いている理由は、報告・協議の4の資料1の1ページ目ですけれども、こんな解釈をしてしまうと誤解でしょうかという質問ですが、広島県の小学校の指導は、試験が行われる科目については、一生懸命取り組んだけれど、初めて試験をしてみたら、とんでもない数値が出たと。小学校では、同じクラス担任ですので、なぜ理科については、こんなに点数が低いのかと。やはり試験対策でしかなかったのかと。こういう解釈をしてしまうのは、とても危険な解釈でしょうか。特に中学校の場合はそうです。あるいは、理科は初めてだったので、問題の性質が必ずしも他の教科の経験と同じようにはできなかったために、問題によって結果がこういった形で、つまり科目間、教科間格差がついたのは、センター入試などは、科目間格差ということを問題にします。それは、問題が同じレベルの問題だから、ある一定の点数が開くと、科目間調整をして、大学入試の判定に使ってもらいましょうということはありません。その考えでいくと、この差がつくというのは、問題にすごい違いがあったのか。あるいは、そもそも理科の指導が必ずしも研究的にずっと取り組まれていなかったということの意味なのかと考えてしまうのは、考え過ぎなのか、誤解なのか。その辺りは、実施された事務局として、県民も見ますので、どのように考えたらいいのだろうかということについて、やはり説明をされたほうがいいのではないかと思います。

北川義務教育指導課長： 1点目の指定校の理科の状況でございますけれども、集計をしておりますので、その辺りは、理科の集計をして、平均と比較してみたいと思っております。

2点目のほうでございますけれども、今まで、単元末のテストは、各学校においてされて、指導改善に生かしておられたと思いますけれども、国語、算数につきましては、平成14年度から「基礎・基本」定着状況調査をずっと積み重ねておまして、そこで、子供たちのつまずきがどこにあるのかとか、つまずきやすい問題はどのような問題なのかということが、非常に研究が進んで、指導改善が進んできております。しかしながら、理科については、今までそういった県全体での調査問題がなかったものですから、先生方が県全体の平均と比較してどうかとか、つまずきやすい領域がどこなのかというようなところの研究が進んでいなかったのではないかと捉えております。

今年度、それから来年度の2年間で、全ての理科の担当教員を対象とした研修を行っております。そこで、平成24年度の全国学力調査、今年度の「基礎・基本」定着状況調査で理科を行っておりますので、これらの分析の方法も含めて研修会でしっかりやりまして、授業改善を進めていきたいと考えておまして、今、授業力アップ研修を実施しているところでございます。

二宮委員： 大变的確な答えだと思います。やはりこういう調査は、点数を見るのではなくて、点数はあくまでも今後の指導にどう生かしていくかという形で見るというのが、本当だと思いますので、そういう点では、本当に的確な答えではないかなと思っております。

ということであれば、テストがあるからだけではなくて、やはり確かな学力ということが目標になっていますので、理科においても、他の教科においても、確かな学力という観点で、小学校や中学校の先生方が、自分の担当されているクラス、若しくは教科について、全教科的にそういう意識を持って、今後は考えていただいて、理科については、今のような、更に研究を進めていただくということは、大変ありがたいと思っておりますので、ありがとうございます。よろしくお願いたします。

佐藤委員： 学力向上総合対策事業指定校ということで、小中連携が、小学校で59校、中学校25校となっていて、それなりに成果を上げてきたという報告であり、数値を見てもそうですが、今、市町の中において、小中連携を特別に進めている流れになっていると思います。府中市は、皆、小中連携になっていますし、福山市においても、学生数が減ることを前提にし、小学校の統廃合も含めながら小中連携を進めていますが、この学力向上に、小中連携は、すごく役立っているというような感じでしょうか。指定校だから、これだけの改善が見られているのか。その辺りを教えていただければと思います。小中連携という取組が、もう既に学力改善のベースになっているのか。そうではなくて、指定校にしたからであって、小中連携は、別に関係ないですよということなのか。それを教えてい

ただきたいと思います。

北川義務教育指導課長： 小中連携の目的が、学力向上が目的になっている場合と、生徒指導上の課題を、小学校段階から把握して、中学校で改善するといったような目的、と様々な目的を市町において設定され、実施しておられます。

本県では、この小中連携事業につきましては、小学校の早い段階から、子供たちのつまずきを把握して、生徒指導と教科指導を一体的に取り組むことによって、生徒指導上の課題も解決し、そして、学力を高めていくという取組を行っておりますので、そういった面では、そういう目的を持って取り組んでいますけれども、市町においても、そういった目的を持ってやっておられますので、学力の面でも生徒指導の面でも向上していると捉えております。

佐藤委員： ということは、市町で、小中連携をこれからも学力向上のためにも進めていきますという流れは、正しいということと理解してよろしいですか。

北川義務教育指導課長： 学力向上を進めるための一つ的手段として、小中連携があると思っておりますので、学力向上を進めていく時に、様々な方法がある中でも、効果的な手法であると捉えています。ですから、中学校になって、つまずきを把握して、そこで取り組むのは、もう遅いということもございますので、小学校段階から、子供たちのつまずきや課題を早く捉えて、中学校と小学校が共同しながら、その辺りを解決していく道筋というのを考えて、連携を進めていくということは、非常に効果があると思っております。一つ的手段として効果があると捉えております。

大野委員長： ほかに御意見、御質問ございませんか。

(な し)

大野委員長： 以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 6 平成26年度に使用する教科用図書の採択結果について

大野委員長： 続いて、報告・協議 6、平成26年度に使用する教科用図書の採択結果について、事務局から説明をしてください。

古前高校教育指導課長： 平成26年度に使用する教科用図書の採択結果について御報告いたします。

まず、県立学校の教科用図書の採択結果についての報告でございます。資料の1ページを御覧ください。本年度の採択につきましては、本年4月の教育委員会会議で決定していただきました、平成26年度に県立学校で使用する教科用図書の採択基本方針に基づいて進めて参りました。

各学校における教科用図書の選定につきましては、各学校の校長が、教科用図書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うために教科書選定会議等を設置いたしました。各学校では、平成26年度実施教育課程の案及び児童生徒の学習状況や障害の状況等を踏まえ、事務局が作成しました教科用図書選定資料を参考に教科用図書の調査研究を行い、原則として、文部科学省発行の高等学校用教科書目録、特別支援学校用小・中学部の教科書目録、また、平成26年度用一般図書一覧に登載をされました教科用図書のうちから、最も適切な教科用図書を選定しております。

その後、採択申請書とともに、具体的な選択理由等を明記した選定理由書を事務局に提出いたしました。

次に、3、各学校の選定理由等の審査を御覧ください。事務局では、各学校が選定をいたしました教科用図書が、学習指導要領に示された各教科・科目の目標や各学校の平成26年度実施教育課程案を踏まえ、適正に選定されているかどうかの点検を行うとともに、選定した教科用図書が、当該校の児童生徒の状況を十分考慮して選定されたかどうかについて点検をして参りました。

高等学校に対する点検・指導の結果については、資料の3ページにお示ししております。

まず、教育課程と選定教科用図書との整合性について、当該校の教育課程で履修することになっている教科・科目の教科用図書が選定されていない課程が10課程、また、現行教育課程の教科・科目に旧教育課程対応の教科用図書が選定されている課程が2課程ありました。これらの学校については、指導し、適正な教科用図書を選定し直しております。

次に、採択申請された教科用図書の妥当性及び選定理由書に示された選定理由の妥当性についてでございますが、全ての課程において、全ての教科用図書を十分に比較検討し、選定したことが理由として選定理由書に示されておりました。

なお、採択申請されました教科用図書が、当該校の生徒にとってどのような点で適合するのかが理由に示されていない課程が17課程あり、生徒の実態を具体的に選定理由書に明記するように指導いたしました。

次に、県立特別支援学校に対する点検・指導の結果について、御説明いたします。資料の4ページを御覧ください。各県立特別支援学校につきましても、教育課程に基づく障害種別ごとの観点を踏まえ、最もふさわしい教科用図書を選定するよう指導をして参りました。点検の結果、ほとんどの教科用図書について、教育課程に沿った適切な図書を選定しており、選定理由も適切でした。なお、一般図書の選定において、教科の内容と適合していない一般図書や児童生徒の実態に適合していない図書を選定した学部が6校3学部あり、適切な図書に選定し直しております。

以上の過程と指導の結果を踏まえ、事務局として、これらの教科用図書の選定を適正とみなし、資料5ページ以降にお示ししておりますとおり、平成26年度使用教科用図書として採択しております。

採択結果につきましては、その概要を県教育委員会のホームページに掲載するとともに、各学校の選定理由書につきましても、県庁の行政情報コーナーで閲覧に供するなど、公開して参りたいと考えております。

以上で説明を終わります。

大野委員長： ただ今の説明に対して御質問又は御意見等ございませんか。

二宮委員： 3ページの県立高等学校のところですが、教育課程で履修することになっている教科・科目の教科用図書が選定されていなかったと判断できたので指導したものが、10課程16科目ありますが、10課程というのは、数が多いような感じがしますけれど、多いですか。10課程もある、あるいは10課程しかないと理解したらいいのでしょうか。この10の数字が、多いか少ないのかということは、今回、気になります。

それから、なぜ校内で、毎年だから大変だとは思いますが、何でこういうことが起こったのだろうかという点について、もし分かれば、教えていただきたい。

古前高校教育指導課長： 教科用図書の選定作業は、学校にとって非常に重要な作業だと思っております。校長以下教員もそのように思っていると思っておりますけれども、この10課程というのが、多いか少ないかということですが、私は、これがゼロに近いほうがいい、理想でいえば、ゼロでなければならぬ、このように思っております。

教育課程で、授業を受けさせることになっているものの教科書の選定がされていない、こういう齟齬でありますけれども、このことの起こる原因といいますのは、高等学校の教育課程は、選択科目等、非常にたくさんあります。あるいは、今年開講していたものを廃止をして、新しいものにするということ、毎年、生徒の実態等に合わせて行っている実態もあります。そういう中で見落とししたというようなことが、一つには大きな原因になっていると思っております。ただ、そこは、各教科の主任、あるいは教務主任、あるいは教頭、校長と順番に組織的に点検をきちんとするという手順に沿ってやれば、そのことは、かなりの確率で防げる。そういう意味では、組織的な仕事の進め方ということの一つになると思いますけれども、この教科書の選定に当たっても、そういった部分で不十分な部分が、この10課程にはあったのではないかと思っておりますし、ほとんどのケースでは、そういうことがあったと聞いております。

二宮委員： ありがとうございます。

カリキュラム、教科、科目を改善していったり、より実態に近いものにとすることは、とてもいいことだと思いますが、であれば、それは、よく研究されて変えた科目ですよ。にもかかわらず、その主たる教材を忘れるなんて、考えられませんよ。だから見落とししというのは、ちょっとした間違いではなくて、重大な課題を残したと思います。採択は、ある一定期間の中で1回ということですので、やはり学校体制もきちんとやっていただかないと、余り県民の目には触れないかもしれませんが、そこは、しっかりとやるということについて、大変恐縮ですが、お願いしておきたいと思っております。

大野委員長： ほかに御質問あるいは御意見ございませんか。

(な し)

大野委員長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 7 平成24年度の広島県における生徒指導上の諸問題の現状（速報）について

大野委員長： 続いて、報告・協議 7、平成24年度の広島県における生徒指導上の諸問題の現状（速報）について、事務局から説明をしてください。

池田豊かな心育成課長： 報告・協議 7、平成24年度の広島県における生徒指導上の諸問題の現状（速報）について報告いたします。

資料 1 ページには、平成24年度の広島県における生徒指導上の諸問題の状況について概要を、資料 2、3 ページには、生徒指導上の諸問題について、5年間の年次推移をグラフにして示しております。

2 ページを御覧ください。1 の暴力行為の発生件数については、小・中、高等学校の合計では、前年度と比較しますと37件増加し、1,478件で、過去10年間で2番目に多くなっております。

2 のいじめの認知件数については、小・中・高・特別支援学校の合計では、前年度と比較しますと807件増加し、1,313件で、平成18年度の定義の見直し以降、最多となっております。

3 の不登校児童生徒数については、小・中学校の合計では、前年度と比較しますと316人減少し、2,589人で、6年連続して減少しております。

4 の高等学校長期欠席者数については、公・私立の合計では、前年度と比較しますと205人減少し、2,439人となっております。

3 ページを御覧ください。5 の中途退学者数は、公・私立の合計では、前年度と比較しますと45人減少し、1,329人で、平成元年以降、最少となっております。

4 ページ、5 ページには、設置者別の暴力行為、いじめ、不登校の数値を示しております。

資料 6 ページ以降には、各調査項目の年次推移を、また、11ページ以降には、その詳細について示しておりますので、後ほど御覧ください。

平成24年度の生徒指導上の諸問題の特徴を、4点、御説明いたします。

1 点目は、いじめの認知件数の増加でございます。いじめの認知件数は、前年度比で2.6倍となっており、3年連続して増加しております。いじめの認知件数の増加については、各学校が、いじめの実態把握のためのアンケート調査や個別面談などを確実に実施し、いじめを早期に発見し、解決に向けて取り組んだためであると考えております。県教育委員会としては、教育相談窓口紹介カードを昨年度に引き続き、県内の全児童生徒に配付するとともに、いじめ防止対策推進法が施行されることに先立って、各学校がいじめ防止対策委員会を設置し、いじめの未然防止の体制づくりが組織的に推進されるよう、各校長協会を通じて取組をお願いしているところでございます。

2 点目は、不登校児童生徒の減少でございます。不登校児童生徒の割合は、小学校、中学校ともに前年度を下回るとともに、中学校においては、平成10年度以降、初めて全国平均を下回りました。不登校児童生徒の減少につきましては、県教育委員会が不登校の解決に向け、平成16年度から平成23年度まで指定してきた、不登校対策実践指定校の効果的な取組等が各学校に定着し、成果として現れてきたと考えております。効果的な取組として、小学校においては、生徒指導部会を定例化したり、生徒指導規程に基づく一貫した指導を行ったりするなど、生徒指導体制を確立したこと、また、中学校においては、小・中学校合同の朝の登校指導や研修を実施するなど、小中連携を充実させたことが成果につながったと考えております。

3 点目は、中途退学者数の減少でございます。中途退学者数は、平成元年以降、最少となっております。中途退学の未然防止については、校長のリーダーシップの下、生徒指導主事を中心とした組織的な生徒指導体制の確立を行い、また、生徒指導の三機能を生かした授業づくりなどを進め、学習の基礎基本の充実を図ったこと、さらに、ホームページの活用等により、開かれた学校づくりを推進するなど、日常の地道な教育活動の積み重ねの成果であると考えております。

最後に、暴力行為発生件数の増加でございます。小学校、中学校、高等学校全ての校種において、前年度を上回っていることや、暴力行為が特定の学校で多く発生していることが挙げられます。こうした傾向を受け、今年度から、暴力行為等問題行動が頻発している学校に対する集中的な学校訪問を実施し、学校の組織的な生徒指導体制の確立を

図る生徒指導集中対策プロジェクト事業を実施し、着実に成果が現れているところがございます。この事業成果については、別途御報告させていただきます。

県教育委員会といたしましては、これまで、生徒指導主事研修等で実際の指導場面で役立つ実践的な演習を行ったり、教師用指導資料を作成し、各学校に配付したりするなど、教職員の指導力の向上に努めてきたところがございます。引き続き、児童生徒が安心して学べる学校づくりに向け、生徒指導実践指定校等の効果のあった取組を、生徒指導主事研修や生徒指導フォーラム等の研修会を通して広め、本県における生徒指導上の諸問題の解決に努めて参りたいと考えております。

以上でございます。

大野委員長： ただ今の御説明に対して、御質問又は御意見等はございませんか。

二宮委員： 33ページの中途退学の問題ですが、最近、中途退学ということは、いじめの問題などがあって、余り前面で議論されたり、意見交換されることが余りなかったかもしれません。高等学校の問題であるということもあるかもしれませんが、33ページの2番目の表の学年構成別の年次推移を見てみますと、いつもそうですけれど、1年生で高等学校を辞めていく者の割合が、3人に1人ぐらいの感じで、ずっと変わりませんですよ。中途退学の防止で、せめて1年生は、中高連携をされる中で、1年間はきちんと勉強してもらって、どうしても退学と言ったら、2年生ぐらいからと、せめて1年生ぐらいは、きちんと勉強してといった観点からの研究って、余り進まないですか。中途退学した生徒のフォローとか、生徒指導の観点から、それはなさってきたということは知っているけれども、中途退学の原因を、何か仕方ないで来ているのではないかなという感じがしたので、突然ですけど、どんなものでしょうか。

池田豊かな心育成課長： 公立高等学校の全日制・定時制の中途退学の主な理由を、高等学校に聴き取りをさせていただきました。それによりますと、最も多い中途退学の理由ですが、それは、学校生活・学業への不適応ということで、その中でも最も多かったのは、もともと高校生活に熱意がないという大変悲しいものでございました。43%余りが学校生活・学業不適応という理由でございまして、その内の半数近くが理由が今の理由でございます。

二宮委員： そういうことで今まで理解して、そういう説明をしてきたと思います。でも高等学校は、入学者選抜をしているんですね。その選抜の制度を前提とした中で、もともとという概念は、不適切ではないかなと思います。入試では、何をしていたのかという、全入時代と言われるようになって、大学でも同じことを考えるようになってきたのですけれども、もともとということ、どう理解するかですね。もともとそういうことを承知の上で入学させたので、受け入れて指導する体制を整えましたというもともとなのか、後から、いや、退学しましたよ、もともとそういう人だったんですよと、こういう議論の仕方をしてしまうのか。高等学校も大学も同じような全入で考えた時に、この言葉をお互いに調査研究しないといけないのではないかなと。受け入れたからにはという気概というか、何というか、教育的責任といいますか、そういったものをもう一回、初めてかも分かりませんが、考え直してみるという、そういう観点から、本件は捉え直してみるということについて研究して見ていただきたいと思います。

池田豊かな心育成課長： 中途退学者数が減ってきたということは、各高等学校における一生懸命、真摯な取組の成果だと思っておりますが、今、委員御指摘のように、辞めた理由というところで、学校生活に熱意がなかったということが多くあるところを踏まえますと、一つには、高校を選ぶ、進学先を選ぶ時に、本当に自分の学びたい、又は自分のやりたい将来の夢に向かって頑張れるという進路の選択、地域によっては、中学校の生徒を集めて高等学校と連携しながら地域全体での高等学校の説明会に来てもらって、うちの学校はこんな高校ですよと、うちに来たらこうですよということを、しっかりPRされる取組をされているところもございます。そういった形で、一つは、進路の決定時に、やはりしっかり子供たち自身が、自分を見つめ、また、将来を見つめ、進路選択をしていくところ、また、それに見合うだけの学力をつけていくということもあると思っております。そこが一つだと思います。

また、受け入れたところでは、子供たちにしっかりと、我々は生徒指導体制の確立ということをおっしゃいますが、学校体制で子供たちを様々に支えていく。また、教育相談体制も確立するとともに、やはり中学校との連携をしっかりと、中学校段階での子供たちの状況、また、学力、生活を踏まえながら高等学校が取組をしていくというところで、これまで取組を進めているところがございますけれど、子供たちが意欲を持って高校生活にあたるように、今後とも取組、また、研究を進めて参りたいと思っております。

細川委員： 二宮委員のおっしゃったことに関連しますが、私が今まで経験してきた中では、中学

校の進路指導のところで問題があるのではないかと思っています。中途退学をした生徒の声を聞きますと、まさか通るとは思わなかったとか、入ってみたら、こんなに厳しいとは思わなかったとか、そういう生徒もおります。ですから、中学校の進路指導で、その高校へ行ったら、こういう勉強をするんだよ、今も厳しいけれど、もっと厳しくなるんだよというようなことを的確に、しっかり指導してやらないと、安易な気持ちで進学をして、1年生でこれだけ多いというのは、そういうところだと思います。こんなはずじゃなかったというような子供が多いということだと私は思っておりますので、中学校のところで、指導のほうをしっかりといただきたいと思います。

平谷委員： 今に関して、細川委員がおっしゃるとおりだと思います。

もう一つ、中学の進路指導で、保護者が行かせたい学校と生徒が行きたい学校が、うまくマッチしていない時に、その話がきちんと尽くされていないまま、どちらかというところ、保護者の意向を中心に進路選択がされた時には、やはり子供自身としては、頑張ろうという意欲がもともと少ないですね。そういうことになるので、結論的には、いろいろな選択肢があると思いますが、意向がずれている時には、それをしっかり進路指導の段階で見つけてもらって、親子でしっかり話をしてもらって、仮に保護者が望む学校に行くにしても、少し生徒のモチベーションを上げて行かせないと、結局、辞めてしまったら、保護者は、高校に行ってもらいたいということが大前提なので、本末転倒になるわけで、そこが非常にあると思います。

学業不適応ということになっていますが、中退した子供の声を聞くと、もともとは卒業するつもりで入っているのですけれど、規則が厳しいとか、先生の言うことが面倒くさいとかいうようなことで、最後の最後は、成績がぎりぎりになって、留年するかどうかになった時に、もう勉強はいいわと言って辞めていくんですね。だから、最後の言葉は、勉強する気がなかった、学業不適応ですけど、そこに至る過程というのは、もう少し学校の中でのいろいろな生徒指導の問題が普通はあるんですね。子供の最後の声で、勉強する気がなかったんだとくくるのは、多分、それは全体の問題を見ていると、本当に言えるのかなという気がしてしまっていて、その中での生徒の側も、もう少しきちんとやるべきことができてないという問題がたくさんあると思いますが、指導も含めてやっていけば、もう少し減らせると思いますし、辞めた子も、そのうちの何割かは、辞めなければ良かったと思っているんですね。

思ってから、高卒認定を受けたり、大検を受けたりということは、非常にハードルが高くなって、そういうリカバリーは、できる子はしますけれども、できにくいというのが実情ですので、辞めるにしても、先をきちんと見せて、それでどうするのかということだったり、中退した子であっても、例えば、短大を卒業しないと取れないような資格が、最終的な将来の夢で、それは中学校の頃から持っていた夢だったとか言うので、だったら、それを理由にもう少し頑張れということが、どうして中学、高校でうまくいかなかったかなと思うこともあるので、やれることは本当はいろいろあるのではないかなと思いますので、池田課長がおっしゃっていることの中身と全然違ったことを言っていて、重複するのかもしれませんが、少し踏み込んで中身の対応をしていただけたらと思いますので、意見として申し上げます。

大野委員長： 貴重な御意見を、3名の委員の方から頂戴しましたので、是非とも、こうしたもっと一歩踏み込んだところで、中途退学の問題も直視していただきたいと思います。

平谷委員： いじめの認知件数がとても増えています。これは、去年の文科省の調査などもあったことで、掘り起こしが図られての数字だと思います。従来の調査では、恐らく24年度も従来に近い数字だったのではなからうかと私は思っていますけれど、いじめの件数についての調査手法を、本年度は、昨年度と何か違って、掘り起こせるように新たな工夫をとられているのか。それとも文科省の調査を除いて、特に変更がないのか。そうすると、もし今の時点で分かれば、数字はどういうようになりそうなのか。そこは分かればいいので、その辺り、この数字が突出して増えている理由は承知していますし、これが悪かったとは必ずしも思っていないので、それを踏まえての対応を教えてください。

池田豊かな心育成課長： いじめの認知件数については、委員御指摘のように、やはりいじめを早期に発見することにおいて、各学校において、様々に工夫された取組をこれまでも進めてきたところでございます。当委員会としても、いじめについてのアンケート、これについての様式又はやり方等を示したり、また、保護者へのアンケートについても、その様式等を示しているところでございます。また、学校においても、定期的にアンケートをとること、また、個別面談等も行いながら、又は日常的な観察や日記などを通しながら、子

供たちの小さなサインを見逃さないような意識を持って、学校で子供たちに関わっていただいていると思っております。

また、アンケートに絞って言いますと、児童生徒が答えやすいような項目を選択方式にしたり、それからいじめに特化したアンケートを実施したり、また、自宅でも書いていいよという形で封筒に入れて学校に持ってこさせたり、そういった工夫を、各学校において、進化系と申しますか、いじめのアンケートについても、そういう形の工夫が重ねられていっております。ですので、25年度はというお尋ねでしたが、増えると思っておりますけれど、それがどれぐらいになるかということとは分かりませんので、御了承ください。

大野委員長： よろしいですか。

ほかに御意見、御質問ございませんか。

(な し)

大野委員長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議8 「ひろしま給食100万食プロジェクト」の実施について

大野委員長： 続いて、報告・協議8、「ひろしま給食100万食プロジェクト」の実施について、事務局から説明をしてください。

池田豊かな心育成課長： 報告・協議8、「ひろしま給食100万食プロジェクト」の実施について報告いたします。

まず、1、事業目的を御覧ください。本県の児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、今年度の重点事業として、「ひろしま給食100万食プロジェクト」を実施しております。この事業の概要につきましては、すぐ右の図で示しておりますが、それぞれについて御説明いたします。

最初に、2、「おいしく食べる！」（「ひろしま給食」主菜メニューの開発）でございます。県民の皆様にも、広島ならでの給食メニューを食べていただくことで、食に関する理解や意識を高めていくことを目的として、新たなメニューを開発することといたしました。

そのため、メニュー開発委員会を設置し、全市町から栄養教諭など26名を委員として推薦していただくとともに、このプロジェクトに賛同いただいた民間企業等10団体の助言・協力を得て、統一主菜メニュー「ひろしまトンチキレモン」を決定いたしました。このほかにも、ひろしま給食メニューとして、4メニューを開発しており、これらについては別紙1に掲載しております。

次に、3、「学校で食べる！」（全給食実施校で20万食）でございます。統一主菜メニュー「ひろしまトンチキレモン」を、10月のひろしま食育ウィークを中心とした期間に、全給食実施校の児童生徒、教職員、約20万人に提供いたします。これに合わせて、各市町では、地元の食材や地域の特色を生かした副菜を提供することとしております。具体的な副菜メニューは、別紙2に取りまとめております。

続いて、4、「みんなで食べる！」（家庭・地域で80万食）でございます。県内の全児童生徒にレシピを配布することとしており、各家庭において、できれば親子で楽しく料理をしていただき、家族と一緒に食事をされる中で、給食時間をはじめ、学校のことを話題にしていただきながら、食への理解や意識を高めていただければと考えております。

また、県民の皆様にも、このプロジェクトを知っていただき、食への関心を高めていただくため、スーパー、コンビニ等にポスターの掲示やチラシ配布の協力をお願いしております。

これが、そのポスターになります。これらの取組について、効果的な周知を図るため、右下に示しておりますロゴマーク、ポスターにもちょうど真ん中に「ひろしま給食100万食プロジェクト」というロゴマークを緑色で打ち出しておりますが、このロゴマークを作成し、ホームページやクリップに加え、地域のミニコミ誌などを通して、積極的な広報に努めているところでございます。

こうした取組を推進することで、学校・家庭・地域が一体となって、本県の児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食育の一層の推進を図って参りたいと考えております。

報告は以上でございます。

大野委員長： ただ今の説明に対して、御質問、また御意見はございませんか。

佐藤委員： 各市町で給食は、既に出されておられまして、地産地消でいろいろなメニューも考えておられます。あえて統一して全県で同じものを食べようということについて、前にもお聞きしまして、県民としての統一感だとかいろいろおっしゃっておられたのですが、いま一度、この時期を迎えるに当たって、理由をお聞かせいただけますでしょうか。

池田豊かな心育成課長： ひろしま給食と銘打ちましたメニューの名称は、「ひろしまトンチキレモン」と申します。まず、この統一メニューについては、広島らしい給食メニューということで、広島の名物であったり、広島が全国に誇る農産物であったり、広島で作られている食材であったり、そういったものを取り込んだ広島らしいメニューを作っていこうということ、開発委員会を栄養教諭を中心に組織しまして、考えていただいていたのが、ここにある5つのメニューでございます。この中で、試食会をしていただいたり、その中で選考していただいて、一番上にあります「ひろしまトンチキレモン」を決めました。「ひろしまトンチキ」の「トン」は、豚の「トン」でございまして、「チキ」は、チキンの「チキ」でございます。広島でいえば、もみじ豚とか様々なブランド豚がございすけれど、身近にある、また、安価で手に入る豚肉、そして、鶏肉も様々なところで県内飼育され、商品化されております。ソースのほうに日本一の生産量を誇るレモンの果汁、また、お好みソースも入れるというような形で味を調べて、こういうメニューを開発したところでございます。

給食を通した食育の推進ということでございますので、これを全県の給食を実施していただいている学校で、子供たちに食べていただく。そのインパクトを持って、学校では、このように地域の食材、地域が誇る伝統や文化、また、その中で作られたものを食べて、食について、ただおなが満たされるだけではなくて、地域を愛する子供たちが育てられているなということねらったものでございます。そういう意味で取組を進めてきたということでございます。

佐藤委員： 趣旨は、よく分かりました。ただ、これに関わりを持たれ企画された方、あるいは、そういうメニューを考えられた方の思いが、本当に食べる生徒を通じて、保護者の方にまで伝わるような工夫をなされないと、イベントに関わりを持たれた方は、すごく良いことをしていると思っておられますが、この目的は、最終的には県民の食育に関する関心を高めるんだということであると思っておりますので、そこは、一工夫をお願いしたいと思っておりますので、意見として申し上げておきます。

細川委員： 実は、試食を教育長と一緒にしたわけですが、大変よく考えられ、おいしい給食、主菜となるものであると思っております。それから、栄養教諭の方も、歌まで作られて、踊りながらPRをされて、そういう歌が流れながら、子供が楽しく給食を食べれるというのが、浮かんで参りました。

その後、皆様方とお話しした中で、学校で食べる20万食は、ある程度確保ができるが、みんなで食べる80万食を、どうカバーするのだろうかというところで、ぎりぎり100万食だったというのでは、寂しいので、軽く100万は超えたよと言うためには、やはりいろいろなところに働きかけられて、現場作業員の方々も、コンビニ弁当をかなり買われる中で、前に、RCCの方が、あるコンビニエンスストアを中心としたお弁当を売られたところ、飛ぶように売れて、早く行かないと売れ切れだというような盛況があったように覚えておりますが、そういうところなどにも協力を得られて、100万食どころか200万食ぐらいだったというように、大成功に終わるようなことを何とかお考えいただければと思っておりますので、意見として申し上げます。

池田豊かな心育成課長： ありがとうございます。エールをいただいたと思っておりますし、そういう方向で、今、スーパーマーケット協会等、小売のところにも、いろいろと声かけをさせていただいたり、お弁当等についても、いろいろなところと連携を進めているところでございます。また、併せて御報告をさせていただきたいと思っております。

平谷委員： 主菜になるものの材料は、全部県内産ということになるのかなと思っておりますけれど、例えば、レモンでいうと、瀬戸田レモンは、私も大好きですが、外国産のレモンの値段の倍しますよね。その単価で1人当たりどのくらいでできるのか。県内産にこだわってもらおうと、結構高くなるとすると、なかなか主婦の方が、わざわざ県内産がスーパーマーケットに置いてあっても、それを選んでいただけるのかなという気もします。でも、全部外国産で作ったのだと、多分本当は、ここで言っているひろしまトンチキレモンではないのだと思うので、その辺りは、どういう工夫を、スーパーマーケットとの連携でされようとしているのかなということ聞いてみたいのが1つと、さっきの例で言うと、スーパーマーケットでも、もう価格がなかなか大変かなとも思いますが、今の話な

ら、これを作って、惣菜で売り出して、それをみんなに買っていってもらおうというほうが、数は伸びるのではないかなというようにも思いますが、この2点を教えていただけたらと思います。

池田豊かな心育成課長： 民間企業との連携のところで、今、食材のお話だったと思います。これは、企業さんへ、ひろしまトンチキレモンで使う食材は、これですよという展示のところで、パッケージしていただいたりして示していただく。こういったポスターも張っていただき、チラシも置かせていただくということでの宣伝をして参りたいと思っております。その時に、このレモンは、外国産だとか国産とかの部分は、それぞれの企業さんも御商売でございますので、そここのところまで我々がどうのこうのというわけではないのですけれど、スーパーと連携する場面が、それぞれ各学校、栄養教諭等が地域のスーパーマーケット等との連携を日々重ねておりますので、そういう中で、この事業の趣旨等もお話しさせていただきますながら進めていくようにして参りたいと思っております。

それからもう1点、惣菜のことでございます。これも、企業ベースに乗るか乗らないかというところが、作っていただく時には一番大切に、あちら様で言うところ、そういうところが判断になるところでございます。そこをクリアできるように、今、連携をさせていただいているところでございますので、今ここで、こういう売り出しをしますということが言えないのは、申し訳ないのでございますけれど、今、鋭意努力をしているところであります。

平谷委員： だから、企業がベースに乗らなかったり、家庭で作るのは、広島産は無理ということになると、給食も大丈夫なのかなという、つまり給食については、全部県内産ということで準備をされて、地産地消ということだったと思うので、それが前提だと理解していますが、そういう前提だとすると、結局、80万食についても地産地消、広島の食材を使ったものということでないで、何か本来のものとは違ってくると思っていますので、そこは、これを進める上では意識されて、そこを消費者の方にも理解していただきながら進めていただかないと、目的とつながってこないのかなと思います。

大野委員長： ほかに御意見、御質問等ございませんか。

(な し)

大野委員長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

続いて、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は退席をしてください。

(14:53)